

保護林制度の改正により保護林区分が3区分に再編されることを受けて、マニュアルについての所要の改正を行う。併せて、今後のモニタリング調査が保護林の実態に即した効果的・効率的なものとなるよう見直しを実施。

1.モニタリング調査の目的の明確化

全国一律の統計データの蓄積

他の調査との比較

他の保護林との比較・検討

その保護林に本当に必要なデータが取れていない

保護・管理対象となる森林生態系や野生生物個体群の実態把握

保護林の目的に照らして評価し、今後の保護・管理方針へ反映

2.調査項目の選択と集中

保護林区分毎で画一的

調査時期、実施者により結果が大きく異なる

基礎調査＋現地調査を毎回実施

大きさや対象が様々な保護林がある中で必ずしもマッチしていない

保護・管理対象の状況を適切に把握するための調査項目に集中

必要な調査を選択できるように整理

定量的、継続的に調査できる指標、調査手法の導入

状況に大きな変化がなければ基礎調査の省略も可能に

3.新たなモニタリング調査項目・手法の導入

- 近年深刻化するシカ被害について調査項目を設定
- 人為を加えた保護林の植生回復状況の追跡調査
- 現地に合わせ柔軟に対応できるモニタリング調査手法を導入
- 近年性能の向上してきたセンサーカメラ、リモートセンシング技術等の導入

4.その他

- 森林計画区をまたぐ保護林のモニタリング調査の一括実施（現在、計画区毎に分けて実施している調査を一回に）
- NPO法人、大学など他機関の調査結果・データの活用
- モニタリング調査結果の積極的な公表、保護林のPR